

CDP シティ 2024 質問書回答における 日本自治体向け補足資料

【はじめに】

1. 本補足資料について

- i. CDP 回答ガイダンスとスコアリング基準等の内容に沿って説明しています。これらの情報は、CDP ジャパンのウェブサイト「情報開示」ページに掲載しています。
- ii. シティ質問書の主要質問をカバーするものであり、全ての質問の解説を行うものではありません。本説明でカバーされない質問や詳細については、CDP ウェブサイトで公開している「回答ガイダンス」、「スコアリング基準」等をご確認下さい。
- iii. 本資料や CDP ウェブサイトに記載/掲載している日本語版の内容は、CDP 日本事務局が日本の自治体向けに日本語での説明を行うために作成した非公式の参考用資料です。最新の状況を反映しきれていない可能性もありますので、正式版の確認は英語版をご参照ください。

2. 正式資料・ウェブサイト

- i. [CDP 日本事務局 自治体情報開示支援サイト](#)
- ii. [CDP シティ 2024 質問書・ガイダンス](#)*ページ右上の「Japanese」を選択すると日本語表示されます。
- iii. [CDP シティ情報開示に関する最新正式情報 \(英語サイト\)](#)
- iv. [スコアリング基準 \(英語 PDF\)](#)
- v. [Open Data Portal](#)
- vi. [CDP ポータルの設定方法 \(Help Center 記事\)](#)

日本語ガイダンス抜粋版 PDF などの関連非公式資料は i) の [自治体情報開示支援サイト](#) に順次掲載しますのでご参照ください。

3. 2024 年の主なアップデートと変更点

- i. 新機能： CDP の新しい回答ポータルには、ガイダンスが組み込まれました。
- ii. また、回答進捗状況の確認が容易になり、各種データやガイダンスへも直接リンクできるようになりました。
- iii. 質問番号： 質問番号が変わりました。この変更は [この変更は報告ガイダンスに記載されています。](#)「コピー機能」には影響しません。
- iv. 主要な気候変動イニシアチブとの整合性強化

4. 回答における全体的な留意事項

- i. CDP ウェブサイトの「自治体情報開示支援」サイトに掲載している各種資料をご活用ください。各質問における質問の意図、回答例、スコアリングの視点などをご確認いただけます。

- ii. 質問書経路(Pathway)の選択により質問一式 (質問数) が変わりますが、経路 (Pathway) 選択によるスコアリングへの影響はありません。また、経路 (Pathway)は推奨されたもの以外の経路 (Pathway)にいつでも変更可能です。
- iii. 回答の言語に関わらず CDP スコアリングの対象となります。
- iv. 昨年までご活用いただいた Excel ファイルによる「エクスポート」および「インポート」の機能が無くなりましたのでご注意ください。
- v. 「情報開示 : D」のスコアバンドより上に行くには、まずは質問書全体を埋めていただく必要があります。上位のスコアバンドの基準を満たしていても、「情報開示 : D」のスコアバンドの基準をまず満たさないと上位へいくことはできません。また、上位のスコアバンドでは「必須条件」がありますのでご確認ください。
- vi. 質問に回答するにあたり、該当する計画や目標等が無い場合は、「いいえ」「無い」(とその理由や説明)を報告していただくことで、「情報開示 : D」のスコアリングの加点対象となります。または、「その他」を選択して具体的な説明を入力してください。回答の空欄を残さないことが重要です。
- vii. 文書や資料の添付が必要な箇所で、添付の代わりにウェブリンクを記載する場合は、文書の掲載ページへのリンクではなく、文書が直接開くリンクを記載ください。

5. 2024 年 CDP シティ : スコアのための回答提出締切

2024 年 9 月 18 日 (水)

目次

【ガバナンスモジュール】	3
【評価モジュール】	3
【目標モジュール】	5
【計画策定モジュール】	6
【行動/対策/措置モジュール】	7

【ガバナンスモジュール】

● 質問 1


「報告する自治体の行政境界」	<p>次のように選択肢をお選びください。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 政令指定都市、中核市、施行時特例市はリストの下方にある「特別自治体」 - 上記以外の市は「自治体」 - 東京都 23 区は「大都市圏内の地方自治体・地方自治体区」 - 町・村の場合はリストの一番下に掲載されている「町」
協業した主な組織	<p>気候関連の自治体の取り組みにおいて、協業した組織を全て選択してください。SDGs の観点から、「脆弱な人口グループ（社会的弱者等）」と協業しているかどうかは重要な観点になりますので、「脆弱な人口」の定義は国や自治体によって異なりますが、例として、低所得世帯、高齢者、移民労働者、保健医療の配慮を必要とする人、ジェンダー等を考慮した人口を含むことができます。「協業」も、共同で実施する取り組み、市民会議、ヒアリング等様々な形態を考慮できます。</p>

【評価モジュール】

● 質問 2.1

気候リスクと脆弱性の評価 (Climate Risk and Vulnerability Assessment: CRVA)	<p>「気候リスクと脆弱性の評価」について、上位の行政機関（県レベルも可）で評価を実施しており、自治体の政策や計画にその評価結果を反映している場合は、質問 2.1 で「はい。気候リスクと脆弱性の評価を実施しました」を選択し、質問 2.1.1 でその内容を反映してください。</p> <p>その場合、「自治体の境界と比べた評価の境界」のセクションで「大きい/小さい/部分的」の中から適切な選択を選んでください。（例：県の実施した評価を反映している場合は、自治体の境界より評価の境界が「大きい」を選択します。）</p>
--	---

● 質問 2.2

<p>気候ハザードの報告</p> 	<p>気候変動により懸念される自治体の主要なハザード（気候変動により発生する自然災害や事象）を報告し、それぞれのハザードにより最も影響を受けると分析されている人口グループ、セクターをリストから選択してください。</p> <p>左下赤字の「回答行を追加」をクリックし、気候ハザードを複数（三つ以上が理想）報告してください。</p>
--	---

● 質問 3.1

排出インベントリ	<p>「排出インベントリ」は排出量データです。自治体で独自に算定または作成したインベントリが無い場合でも、環境省の『排出量カルテ』や国/県の統計を活用して、自治体該当分を按分換算したインベントリを報告することも可能ですので、その場合は「はい」を選択してください。</p> <p>現時点で報告するデータを有していないがインベントリを算定中の場合は、「現在実施中で、来年完了します」を選択してください。</p>
----------	---

● 質問 3.1.1

インベントリの添付	「排出インベントリ」については、自治体全体の排出量を示す表形式ファイルの添付または排出量データの公開ウェブサイトへのリンク記載が求められます。自治体で作成したインベントリファイルが無い場合は、環境省『排出量カルテ』の活用が可能です。排出量カルテで自治体のデータをダウンロードし、「①CO2 排出量の傾向把握」の最新のデータ部分を添付してください。
インベントリの作成に使用したツール	CDP シティでは、自治体の排出量インベントリの報告にあたり、 コミュニティレベルの温室効果ガス排出量インベントリのグローバルプロトコル (GPC) の基準による報告を推奨しています。世界首長誓約 (GCoM) や C40 等の国際イニシアチブに報告する場合は、それぞれの報告要件を確認してください。 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき計算されたインベントリを報告する場合は、「日本の環境省の環境マニュアル」を選択、または「国や特定の地域が開発したその他ツール」を選択したうえで参照したツール名を記載してください。
インベントリに含まれるガスの種類	環境省への報告内容と整合した排出量データを報告する場合、環境省への報告における分野とその対象ガスの対比について下記をご参照いただき、該当するガスの種類を選択してください。 【燃料の燃焼分野】 CH4,N2O 【工業プロセス分野】 CO2,CH4,N2O 【農業分野】 CH4,N2O 【廃棄物分野】 CO2,CH4,N2O 【代替フロン等 4 ガス分野】 HFCs, PFCs,CF6,NF3
排出係数の情報源	温対法に対応して排出インベントリを作成している場合は、「国/地方が設定する排出係数を使用する」を選定してください。自治体の算出方法により、「日本の環境省の算定・報告・公表制度における排出係数」「環境省実行計画策定マニュアル」等、算出に使用した排出係数が記載されている資料名を記載ください。排出係数が記載されている参照資料へのリンクを記載することも可能です。
地球温暖化係数の情報源	環境省の実行計画マニュアルに沿ってインベントリを作成した場合は、IPCC 第 4 次評価報告書に整合しますので、「IPCC 第 4 次評価報告書 (2007 年)」を選択ください。
地域全体の排出量のセクター別内訳	セクター分類については、環境省の『実行計画策定マニュアル (区域施策編)』に「区域施策編で対象とする部門・分野と GPC (コミュニティレベルの温室効果ガス排出インベントリのグローバルプロトコル) の算定範囲の比較」が示されていますので参考にしてください。分類が一致しない場合は「その他、具体的にお答えください。」を選び、個々のセクター分類名を入力することも可能です。

● 質問 4.1~4.11

セクターデータ	エネルギー、輸送、廃棄物、保健、水、食料の各セクターに関するデータの入力が必要です。 自治体内の複数の担当部署からデータを収集する必要がある場合があります。できるだけ空欄の無いように入力をしてください。データを報告できない場合はその理由を入力してください。 世界首長誓約自治体は「エネルギーアクセスとエネルギー貧困の評価」について報告するよう求められていますので、ガイダンスを確認して報告してください。
---------	---


旅客輸送モード	「交通モード」とも呼ばれます。人（旅客）の輸送・交通モードの割合で、<徒歩、自転車、マイクロモビリティ、バス、鉄道/地下鉄/路面電車、フェリー/船、タクシー/カーシェア、自動車、インフォーマル>それぞれの割合（%）を記載し、全ての合計が 100%になるよう数値を報告ください。「コメント」欄に内訳の記載はしないでください。
食料	「食料不安、または食の砂漠」の定義をガイダンスでご確認ください。データが無い場合は「利用可能なデータはありません。」を選択ください。

【目標モジュール】

● 質問 5.1、質問 5.1.1

適応目標	<p>適応に資する自治体の目標がある場合は報告してください。「適応」という名称がついていない防災目標でも、気候変動への適応に資する場合は適応目標とみなして報告してください。定性的な目標も報告可能です。</p> <p>各目標にそれぞれ「参照 ID」として番号を付してください（この番号に意味は無く、報告システムの便宜用の番号です）。</p> <p>「目標を追跡するために使用する評価基準/指標および実施の証拠」については、目標の進捗/達成度を確認するための KPI をできるだけ具体的に記載し、最新の進捗状況を報告してください。「実施の証拠」とは、進捗を確認していることを示すエビデンスの数値/説明が求められています。ガイダンスに記載されている「回答例」の文を確認し、同等の内容・レベルの説明を記載してください。「コメント」欄の記載はスコアリングの対象になりませんのでご注意ください。</p> <p>目標の達成年について、中期的目標（2030 年までに達成すべき目標）と長期的目標（2031 年以降）の両方を含むように（有る場合）してください。</p>
------	---

● 質問 6.1.1

<p>緩和目標 (排出削減目標)</p> 	<p>緩和目標については、自治体の温室効果ガス排出削減目標に関して入力してください。</p> <p>自治体区域内全体の排出インベントリと排出削減目標があり、それらを報告することが理想です。ただし、区域全体の排出インベントリまたは排出削減目標が無い場合は、「自治体の境界と比べた目標の境界」において「自治体運営 - 自治体によって所有/運営される排出源のみを対象とする。」を選択して、表を埋めてください。</p> <p>緩和目標（排出削減目標）について、中期目標や長期目標がある場合、「回答行を追加」して、全ての目標を報告してください。回答行を追加すると各目標に対する質問とその回答セクションが表示されますので回答を入力してください。各目標にそれぞれ「参照 ID」として番号を付してください（この番号に意味は無く、報告システムの便宜用の番号です）。</p>
科学に基づく	「目標が科学に基づく目標(SBT)と見なされるかどうかと、整合する SBT 方法論を具体的にお答えください。」については、 こちらの CDP サイト をご覧ください。

目標(SBT)	<p>ださい。日本政府が NDC に基づいて推奨する目標設定の枠組みとは異なります。</p> <p>長期目標で自治体がゼロカーボンシティを表明している場合は、今年の報告においては「2050 年にネットゼロ」の目標を報告することで、長期目標において SBT を考慮しているとみなすことが可能です。</p> <p>A リストは、SBT への整合状況がスコアリング対象となります。SBT の詳細については、解説資料「自治体の SBT」をご覧ください。</p>
国が決定する貢献 (NDC)	<p>「国が決定する貢献 (NDC: Nationally Determined Contribution)」については、日本は現時点で「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46% 削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」です。自治体の目標が NDC に整合しているかを回答してください。</p>

● 質問 7.1

セクター目標	<p>エネルギー目標については、測定指標単位にご注意ください。TJ (テラジュール) や設置台数で目標設定している場合は、提示される選択肢のいずれかの単位に変換してご回答ください。</p> <p>自治体内の特定地域でエネルギー関連のプロジェクトがある場合は、「自治体の境界 (管轄区域) と比べた目標の境界」において、「小さい - 自治体の一部のみを対象にしています。」を選択し、詳細を説明してください。</p>
--------	--

【計画策定モジュール】



● 質問 8

気候変動計画 または戦略の 有無	<p>実行計画を策定している場合は「気候行動計画または戦略」が「ある」と回答してください。自治体によって「環境基本計画」またはその他の個別の名称で気候変動に対する行動計画を策定している場合も、その計画および戦略についてこのモジュールで報告してください。</p>
気候変動計画 の種類	<p>実行計画は少なくとも「緩和計画」に該当します。実行計画に適応、エネルギーが含まれる場合は「統合された計画」として種類を選択してください。緩和、適応、エネルギーそれぞれ別の計画文書の場合は「回答行を追加」して、それぞれ個別に報告してください。</p> <p>実行計画が事務事業編の場合、質問 8.1.1 で「計画の対象区域」で「小さい」を選択して自治体運営のみが対象であることを記載してください。</p> <p>計画・戦略文書の添付またはウェブリンクの記載が必要です (日本語のもので構いません)。</p>
「適応計画」	<p>「適応計画」について、県レベルで策定された適応計画の実施を自治体で考慮している場合は「自治体の境界と比べた計画の境界」において「大きい - 自治体全体と隣接する区域を対象にしています。」を選択して、その内容を報告することができます。実行計画において「適応策」にかかるセクションを含んでいる場合は、計画の種類として「統合された気候計画 (緩和と適応)」を選択ください。</p>
計画のモニタ リング、評価 更新プロセス	<p>1. モニタリング 2. 評価 3. 更新</p> <p>対象の計画にかかる上記三つのプロセスそれぞれの実施頻度について回答してくだ</p>

	さい。(3 項目実施する場合は三つ回答を選択する)
気候関連シナリオ	計画・戦略策定の際に、気候変動に関するシナリオ分析を考慮したかどうか回答ください。例として、気温上昇を 1.5℃に抑えるシナリオ分析などが挙げられます。

【行動/対策/措置モジュール】

● 質問 9

<p>適応策</p> 	<p>実施している適応策が複数ある場合は、「回答行を追加」して報告してください。多くの適応策を回答するよりも、「最も重要な適応策の成果」に関してできるだけ詳細を回答することを重視してください。コベネフィットについては、こちらの CDP サイトを参照ください。</p> <p>報告する適応策で対処される気候ハザード（ロジックとして、質問 2.2 で報告される「自治体が直面する重大な気候ハザード」が含まれている前提です）が、質問 9.1 全体で三つ以上含まれることが理想です。</p> <p>レジリエンスが持続する期間は、適応策を実施することによって生まれる効果が持続する期間になります（適応策実施期間とは異なります）。</p>
<p>緩和策</p> 	<p>緩和策については、報告される緩和策により削減される排出量の総量（合計値）がスコアリングの対象になりますので、インパクトの大きい緩和策を中心に「回答行を追加」して、できるだけ多くの緩和策を報告してください。報告する緩和策により貢献する排出削減量（年間）の数値を必ず記載してください。対象セクターが包括的な緩和策でも、特定の重要なセクターを対象にした緩和策の報告でもかまいません。</p> <p>「緩和策の開始年/緩和が継続すると予想される年」の回答については、報告する緩和策により、削減効果が続く年を記載ください。例えば、太陽電池パネルの設置に関する緩和策である場合、開始年はソーラーシステムが稼働し始める年を、終了年はシステムが発電を停止すると予想される年を記載してください。</p>

【その他】

- i. 付録では、適応策や緩和策、セクター目標等の選択肢の一覧や、科学に基づく目標（Science Based Target: SBT）に関するガイダンスなどが確認できます。CDP ジャパンのウェブサイトでも[自治体の SBT](#) についての情報を提供していますのでご覧ください。
- ii. 排出量データのインポートと枠組みマッピングは、英語の資料のみとなりますのでご了承ください。
- iii. CDP ウェブサイトに、回答組織としてログインすると過去の他自治体の回答を検索して閲覧することが可能です。年間の閲覧数に制限がありますのでご注意ください（20 件まで）。

最新情報は CDP の[自治体情報開示支援サイト](#)に随時掲載していきます。

ご不明点がございましたら、cities.japan@cdp.net にご連絡ください。